

# 「地域を支える建設業」検討会議 第47回全体会議 概要

## 1 日時

令和4年12月20日（火） 13時15分～15時15分

## 2 場所

長野ホテル犀北館 グランドボールルーム

## 3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」。）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。ただし、建設部次長は「座長」。）

## 4 あいさつ

### （1）小松建設部次長（長野県）

木下会長をはじめ、地域を支える建設業の皆様には、日頃より長野県の建設行政の推進に、格別のご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。また、東日本建設業保証株式会社長野支店の 清水 支店長にも、ご出席を賜り、感謝申し上げます。

本年の災害については、7月、8月の大雨を中心に道路法面からの土砂流出や護岸の損壊、斜面崩落などの被害が多数発生し、公共土木施設の災害については、12月2日までに県・市町村を合わせて189箇所、約43億円にのぼる査定が全て完了したところ。

建設業の皆様には、応急対策へのご尽力を重ねて感謝申し上げますとともに、早期復旧に向け、引き続きご協力をお願いしたい。

今般、国において「防災・減災、国土強靱化の推進」などを柱とした補正予算が成立し、県でも11月定例会で、補助公共事業費345億円余の補正予算を計上し、議決いただいたところ。

執行方針としては、特別な事情があるものを除き、原則として、令和5年3月末までに全箇所の公告を目標とするとともに、円滑な施工の確保に努めてまいる所存であり、皆様のご協力をお願いしたい。

この「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進めていくため、引き続き、資材価格高騰に対する迅速な単価改定やスライド条項適用など、皆様と一体となって、執行環境の整備を進めてまいりたい。

来年4月から始まる県の次期総合5か年計画については、原案のパブリックコメントを近々始める予定。計画では、特に力を入れて進める政策として“人口減少下における人材確保”を「新時代創造プロジェクト」に位置づけ、生活必需産業としての建設業の担い手確保を、部局の枠を超えて重点的に取り組んでいく考え。

次世代を担う建設技術者の「学びの場の確保」について、多方面から要望をいただいているところ。まずは、皆様と教育委員会や建設部などの関係部局でしっかり話し合う

場を設け、現状や課題について認識を共有し、人材確保に有効な手段を一緒に考えてまいりたい。

これから本格的な降雪・積雪時期を迎える。除雪や災害対応、インフラ整備等で地域を支える建設産業の皆様が、将来に渡って社会に貢献していただくためにも、経営の安定、生産性の向上、労働環境改善など、一つ一つ着実に解決に向けて取組を進めていくことが必要。

ご要望や、これまでの検討で残る課題など、より議論を深めて改善を図ってまいりたいので、忌憚のない意見交換が行われるようお願いし、開会にあたっての挨拶とする。

## (2) 木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

- ・ 急激な資材価格の高騰があり、不安定な状況となっている。県においては設計単価の改定を迅速に行ってくれた。建設産業の経営のためにも引き続き速やかな改定及び工期延長についてもお願いしたい。
- ・ 台風 19 号の復旧もほぼ落ち着いた。小規模点在工事の課題については県で議題に取り上げていただき感謝。引き続き工事費、仮設費、経費についてご検討をお願いしたい。
- ・ 協会独自のアンケートによると、週休 2 日制度について 62%の企業が実施済。実施していない企業には、工期等の課題がある。賃上げについては半数の企業が実施済。事業継承については 82%が考えているとの回答。残りは後継者がいないなど。
- ・ 担い手確保と地域の守り手のためにも公共事業の安定した発注と、設計労務単価の速やかな改定を引き続きお願いしたい。

## 5 議 事

### (1) 県からの報告事項（県から説明）

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 令和 4 年度 11 月補正予算について          | 県資料 1 |
| ② 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直しについて | 県資料 2 |
| ③ 資源有効利用促進法省令の改正について            | 県資料 3 |
| ④ 市町村における週休 2 日工事の実施状況について      | 県資料 4 |
| ⑤ 建設産業の次世代を担う人材確保の取組について        | 県資料 5 |

(2) - 1 協会からの要望事項 協会資料 No. 1

1 公共事業予算の持続的・安定的な確保について

[協会]	<p>地域建設業が社会資本整備や維持管理の担い手とともに、自然災害に対して安全・安心の守り手としての役割を果たしていくためには、持続的・安定的な経営環境が求められ、また、頻発する大規模災害から国民の生命と財産を守り、国土強靱化を推進するための防災・減災対策など、災害に強い国土づくりに取り組むことが喫緊の課題となっています。</p> <p>コロナ禍で落ち込んだ経済の早期回復と、災害に強い社会経済を実現し県民が安全に安心して暮らせるように、そして、地域建設業が働き方改革、生産性向上を進め、将来に亘り建設業の使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠です。</p> <p>このため、公共事業予算について下記の要望をいたします。</p> <p>1 令和5年度（2023年度）の公共事業予算についても持続的・安定的な確保をお願いします。また、適切な工期の確保という観点から、予算につきましては出来る限り当初予算で計画的に措置頂きますようお願いいたします。（継続）</p> <p>2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な実施と、5か年加速化対策終了後も引き続き、大規模災害に備えた中長期計画を策定し、予算を計画的かつ安定的に確保するようお願いいたします。（継続）</p>
[県]	<p><b>1 令和5年度予算の持続的・安定的な確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和元年度東日本台風災害をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、県土の強靱化は最重要課題であることから、公共事業予算については、しっかり確保してまいりたい。</li><li>・また、災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期見通しのもと、計画的かつ安定的に社会資本整備事業に関する必要な予算を当初予算で確保するよう、国に要望しているところ。</li></ul> <p><b>2 5か年加速化対策の着実な実施と、計画的かつ安定的な確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「防災・減災、国土強靱化の推進」などを柱とした国の補正予算を受け、県議会11月定例会において、防災・減災と通学路の交通安全対策等への補助公共事業費345億円余の補正予算が成立したところ。</li><li>・県土の強靱化を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実施に必要な予算の確保のみならず、5か年加速化対策後も中長期的見通しのもと、計画的かつ安定的に通常予算とは別枠で予算を確保し、継続的に取り組むよう国に対し</li></ul>

	て要望しているところであり、今後もあらゆる機会を捉えて国に要望してまいりたい。
--	---

## 2 工事の円滑な施工の確保について（継続）

[協会]	<p>1 予算の執行、発注に当たりましては、早期契約制度、フレックス工期契約制度や債務負担行為の活用等により、無理のない工期で、年間を通じて工事量が確保できるよう更なる平準化をお願いします。</p> <p>2 工事内容や工事特性を考慮して発注時期を検討願います。特に、大型工事については年度の上半期に発注をお願いします。</p>
[県]	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の予算執行方針として、上半期で全体の概ね6割以上の契約を目標として早期発注に努めてきたところ。その結果、上半期では7割以上の契約となった。</li> <li>・平準化の取組としては、債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、年間を通じての施工時期等の平準化に努めているところ。</li> <li>・引き続き、各制度を活用しながら平準化の取組を行ってまいりたい。</li> </ul> <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な工期が確保できるよう適切な時期に発注してまいりたい。</li> </ul>

## 3 入札、契約関係について

[協会]	<p>(1) <b>総合評価落札方式における高齢技術者の加点について（新規）</b> 担い手不足の中で雇用年齢が上がっております。現在、若手技術者（40歳未満）の加点項目がありますが、継続雇用を促すためにも高齢技術者（60歳以上）の配置に対する加点制度の検討をお願いします。</p> <p>(2) <b>優良技術者表彰制度について（継続）</b> 令和3年度から制度が変更になりましたが、多くの支部から現行制度について意見が出されています。主な要望としまして、実績対象を県と国土交通省以外の省庁関係工事も対象にしていきたい、事務所単位で多くの技術者が選定されるようにしていきたい、工事特性や難易度などをもっと評価していきたい、等があります。第43回全体会議に於いて協会から、表彰制度の見直しに当たっての課題を挙げさせていただいておりますが、引き続きこの制度についてのご検討をお願いします。</p>
------	--

[県]	<p>(1)</p> <p>若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承が難しくなり、建設業者の施工能力の低下や品質管理への影響が懸念されるため、主任技術者として若手技術者を配置することを加点点評価としている。</p> <p>少子化と長寿の社会を迎え、高齢技術者の活躍は、人手不足が続く建設産業において不可欠な状況である。つきましては、年齢・性別などに関わらず、多くの人々が活躍できるような入札制度になるよう、ご要望については今後の制度設計の参考にしてまいりたい。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式での評価対象は、県及び国土交通省の工事としていますが、ご要望のとおり他省庁においても様々な表彰制度があるため、同等の評価が適当か検討のうえ、拡大に関しては皆様の意見を伺ってまいります。</li> <li>・R3年度評価方法の見直しでは、従前の申請方式での説明資料作成や2次評価の面接等、技術者の負担が大きかった事務を軽減し、現場の出来ばえや施工管理の取組を重視する評価とした。</li> <li>・技術者からは、提出書類の作成や面接準備等の負担が改善されたという評価も頂いている。</li> <li>・地域による表彰傾向は、第45回会議で説明しましたが、過去5年のデータを検証すると、大きく傾向が異なるとは判断できませんでした。</li> <li>・引き続き、今回の方法を実施し、皆様からのご意見を踏まえ課題等を見極め、公正かつ的確な評価となるよう検討してまいります。</li> </ul>
-----	--

#### 4 工事発注について

[協会]	<p>(1) 小規模維持補修工事における休日作業の労務単価について（新規）</p> <p>現在、小規模維持補修工事の休日単価につきましては、積算基準上は法定休日の日曜日のみで土曜日や年末年始は平日扱いとなっているとのことです。</p> <p>働き方改革の推進の中で週休2日を実現している企業も増えております。週休2日を実現している会社は、小規模維持補修工事についても休日、夜間作業に対しては適正な割増賃金を支払わなくてはなりません。令和6年4月から労働基準法の罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されますので、休日単価での支払い確認も厳格になると思われます。</p> <p>休日及び時間外労働の実態に応じた労務単価となるようご検討をお願いします。</p>
------	--

	<p><b>(2) 建設発生土の処理について (継続)</b></p> <p>前回の全体会議でも要望させていただきましたが、市町村も含めて建設発生土の搬出先の確保や適正な処分費の変更計上など、残土処理について多くの支部から要望が出されております。建設業協会といたしましても「建設発生土受入地地域連絡会」に要請があれば参画いたしますが、基本的には残土処分地につきましては、発注機関で発注前に確保していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、今年5月27日に盛土規制法が公布され、1年以内に施行されることになっております。規制区域の指定は県に於いて行われますが、国に於いて災害防止のために必要な技術的基準等を定めることになっております。内容は、排水施設の設置、擁壁の設置、浸食防止施設などで、相当の費用、工期が必要になるものと思われます。建設工事により発生した土石を工事現場内において仮置きする場合や自社敷地又は発注者の指定する土地に仮置きする場合には適用除外としていただきますようお願いいたします。</p>
[県]	<p><b>(1)</b></p> <p>長野県の積算基準は国土交通省の基準を準用しており、国の基準書で休日作業の労務単価は、「緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増を計上する。その内、深夜部分に係る時間帯は深夜割増を加算する」とされており、法定休日とは、使用者の定める週1回、もしくは4週間のうちに4日の休日とされていることから、現行の取り扱いとなっています。</p> <p>令和6年4月から労働基準法の罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることもあり、建設業界も働き方改革の推進を図っており、県としても週休2日工事を推進していることから、県単独事業である小規模補修工事について週休2日を実践している企業に対しては、土曜日や年末年始について休日扱いとするよう、制度の改定を検討してまいります。</p> <p><b>(2)</b></p> <p>(発注段階指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生前の搬出先の確保については、建設事務所ごと、県、市町村、建設業協会等からなる「建設発生土受入地地域連絡会」において、受入地の選定など関係機関が連携し取り組んでいます。引き続きご協力願います。</li> <li>・搬出先への運搬費用や排水計画等の技術的基準に基づく必要な処理費については、適切に計上するよう徹底してまいります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村については、地域連絡会に参加頂くとともに、職員が参加する技術セミナーや発注者協議会などを活用し、適正な費用負担、指定利用するよう指導・支援をしております。</li> </ul> <p>(規制法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)については、令和4年5月27日に公布され、「盛土等防災対策検討会」を同年6月に設置され、盛土等の安全基準や各種運用等について検討が進められております。</li> <li>・令和4年9月30日に技術的基準(政令事項等)の案などが公表され、規制区域内では、「土地の形質の変更」に加え、「土石の堆積(一時堆積)」も規制対象とされています。</li> <li>・ただし、「土石の堆積(一時堆積)」における規制対象外について、規制区域では「一定規模以下を想定」との記載がされている段階であり、<u>ご指摘の仮置きする場合には、明確な定義が示されていない状況</u>となっています。</li> <li>・今後も国の動向を注視して情報収集に努めるとともに、国に対しても継続的に実情を訴えてまいります。</li> </ul>
--	--

## 5 コンクリート品質管理基準について(新規)

[協会]	<p>コンクリート品質管理基準について多くの支部から要望があります。コンクリートの圧縮強度試験や塩分量の測定頻度について検討していただきたいというものです。特に、圧縮強度試験について、護岸工ブロック積の胴込めコンクリート、コンクリートブロック張りや根固めブロックなどは小規模工事の適用をしても良いのではないかとというものです。品質管理基準では「1回/日以上」とされていても工種によっては非常に多くの回数となる場合がありますので、品質管理基準「護岸」適用工種区分についてご検討願います。</p>
[県]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、コンクリートの品質管理基準について、1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合、小規模工種規定を設けて試験回数の低減をしています。</li> <li>・護岸工は、この小規模工種規定の対象外としています。</li> <li>・まずは、護岸のコンクリートブロック積(張り)について、小規模工種の対象とするよう検討してまいります。</li> </ul>

## 6 長野県建設工事等入札参加停止措置に係る苦情申し立て手続きについて（新規）

[協会]	<p>「長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」によりますと、入札参加停止となった場合、県工事の入札のみならず県工事の下請けも禁止され、さらに市町村工事まで入札参加できない等、大きな影響が生じることとなります。入札参加停止となる要因としては、粗雑工事、安全管理措置不適切による事故、贈賄、独禁法違反、談合等の他、業務に関し「不正又は不誠実な行為」があります。</p> <p>多くの入札参加停止措置は、この要領により適切に運用されていると思いますが、この要領の解釈、運用について、入札参加停止を受ける側としては、苦情の申し立てを行う機会もないまま、受け入れざるを得ない状況となっております。</p> <p>事例によっては、状況をよく聞いていただきたいとの事業者側の思いもあります。中央公共工事契約制度運用連絡協議会においても、平成18年2月14日付で「指名停止等措置に係る苦情処理手続の「公契連モデル」が採択されており、国土交通省、近県でも指名停止等（入札参加停止）に係る苦情処理手続きがありますので、長野県建設工事においても入札参加停止措置への苦情申し立てが行える制度を定めていただきますようお願いいたします。</p>
[県]	<p>建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置については、措置要件の該当の事実を確認したうえで、公平公正に対応を行っております。</p> <p>今回頂いたご要望に至った経過等実態を具体的にお聞かせいただければ、苦情申し立てに関する制度を所管する部局にお伝えします。</p>

### (3) 各分科会からの報告

(各分科会座長からの報告)

#### ① 技術力の確保・向上分科会 分科会資料 No. 1

概要・ 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の週休2日工事の実施状況について（県）</li> <li>・就労促進に係る取組の実績と実施予定について（県）</li> <li>・中学校のキャリア教育と連携した取組の報告（県）</li> <li>・「土木の日」市民見学会の実施報告（県）</li> <li>・令和4年度全国建設業協会要望について（協会）</li> <li>・小規模維持補修工事における休日作業の労務単価について（協会）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における週休2日工事の実施割合が低い</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防の観点から就労促進の取組が一部中止</li> <li>・高校再編に際し建設系高校の必要性を業界から知事及び教育長に要望した</li> <li>・土曜日でも休日作業の労務単価とするよう見直して欲しい</li> </ul>
今後の 検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の週休2日工事の取組状況アンケートを全市町村から回収</li> <li>・市町村への週休2日工事推進の働きかけ</li> <li>・地域の受け皿としての建設系高校或いは専門学校の確保</li> <li>・信州大学（協会）や長野高専（県）との包括連携協定を活用した意見交換や就業促進活動の推進</li> <li>・小規模維持補修工事における土曜日と年末年始を休日扱いとする検討</li> </ul>

#### ② 維持管理・危機管理分科会 分科会資料 No. 2

概要・ 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今冬の道路交通確保に向けて、国、NEXCO、県の同時通行止めを行い、広域迂回路に誘導する取組みを説明</li> <li>①冬期の道路利用に関する広報</li> <li>②異常降雪時の体制強化</li> <li>・道路除雪業務における固定経費について説明</li> <li>・建設工事の総合評価落札方式について2点評価項目の見直し</li> <li>①若手技術者の配置（試行）</li> <li>②ICT活用工事</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺県の暖機・冷機の取り扱い (除雪機械等の作業開始前後の暖機や冷機の時間の費用計上を要望)</li> </ul>
今後の 検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県の詳細な状況について、把握していきたい</li> </ul>

③ 施工・品質確保分科会

分科会資料 No. 3

<p>概要・ 要望事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 実施状況（県）と BIM/CIM への取組について（県・協会）</li> <li>・ 11/21 国交省との意見交換会の報告（建設発生土）について（協会）</li> <li>・ 建設発生土の指定利用への取組について（県）</li> <li>・ 県条例や盛土規制法に伴う民間の土場の適用除外要望（協会）</li> <li>・ 書類の簡素化と書類軽減しゅん工検査の取組について（県）</li> <li>・ 災害復旧事業における点在工事について（県）</li> <li>・ 建設資材の価格高騰に関する近況について（県）</li> <li>・ 監理技術者適用の金額改定と技術検定制度の改定について（協会）</li> <li>・ 技術者セミナーの実施について（協会）</li> <li>・ 建設キャリアアップ登録状況について（協会）</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 活用工事普及や内製化の促進。</li> <li>・ BIM/CIM 活用モデルの予定箇所や発注時期の公表、活用箇所の拡大</li> <li>・ 建設発生土の受入地の確保</li> <li>・ 簡素化書類の把握</li> <li>・ 災害復旧工事における不採算工事の原因把握</li> <li>・ 建設資材の価格高騰に対する設計単価への迅速な反映</li> <li>・ CCUS は、下請け企業等に、より浸透させて行くための取組</li> </ul>
<p>今後の 検討事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 活用普及に向けた事例紹介や研修会の開催。</li> <li>・ BIM/CIM は推進協議会の各部会での連携、情報交換や講習会等を通じて受発注者のスキルアップを図る。</li> <li>・ 発生土受入地確保について、民間受入地公募、官民マッチングシステムの活用促進、地域連絡会での公設ストックヤード設置（土地選定等）。</li> <li>・ 簡素化すべき書類について技士会と意見交換を継続実施。</li> <li>・ 災害復旧工事における不採算工事（仮設工）の設計積算と実際の施工との問題点を検証実施。</li> <li>・ 迅速な設計単価改定に向けた調査体制の強化とインフレスライドの適切な運用。</li> <li>・ CCUS モデル事業の実施。</li> </ul>

#### (4) その他

建設業協会提出資料について

- ・資料 No. 2、No. 3 について説明

#### 6 講評（東日本建設業保証株式会社 清水支店長）

- ・創立 70 周年記念事業について説明させていただく。
- ・建設産業の長年の課題である、担い手確保や業界のイメージアップについて、業界 P R 映像を作成した。
- ・中高生を対象としたシリーズ動画で、今後も作成予定。

以 上